船舶事故等調査報告書

平成２５年５月３０日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１２神第２０６号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成２４年１０月２９日　１２時００分ごろ
発生場所	鹿児島県西之表市種子島南東方沖 西之表市所在の喜志鹿埼灯台から真方位１１８°１３９海里（Ｍ）付近 （概位　北緯２９°４３.４′　東経１３３°２４.５′）
事故等調査の経過	平成２４年１２月１８日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船　亀吉丸、９６トン
船舶番号、船舶所有者等	１３００３４、有限会社亀吉丸
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	主機過給機のケーシング破孔
事故等の経過	本船は、船長ほか９人が乗り組み、種子島南東方沖において操業中、平成２４年１０月２９日１２時００分ごろ、主機を始動したところ異音が発生し、主機の始動ができなくなった。 本船は、各部を点検し、インジケーターコックを全て開けてターニングしたところ、Ｎｏ.６シリンダから水の噴出を確認したため、操業を諦め、付近で操業中の漁船にえい航を依頼して高知県高知市高知港に入港した。 本船は、その後、機関整備業者による点検を受け、過給機ケーシングの破孔が判明し、同ケーシングを交換した。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏
その他の事項	主機は、中間検査受検の際に過給機をオーバーホールしてから約２年１０か月が経過していた。 次回の定期検査は、平成２５年４月であった。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、種子島南東方沖において操業中、主機過給機のケーシングに破孔が生じたことから、冷却清水がＮｏ.６シリンダ内に入ってピストン上部にたまり、主機の始動ができなくなって運航不能となった

	ものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、種子島南東方沖において操業中、主機過給機のケーシングに破孔が生じたため、冷却清水がＮｏ．６シリンダ内に入ってピストン上部にたまり、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・主機関の始動前には、必ずインジケーターのコックを開け、エアランニングをすること。